

現行義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、経済的な条件や居住地の如何に拘わらず、義務教育が等しく受けられるという必要最低限の水準を確保するため、長い年月をかけて形成された制度である。

国が、地方分権や構造改革を理由に、義務教育費国庫負担割合を2分の1から3分の1に縮減したことは、教育予算の地方交付税に依存する度合いを高めることとなる。

全国的な教育水準の確保や地方財政を圧迫させないためには、国の負担率を復元すべきである。

よって、政府におかれては、次の事項について配慮されるよう強く要望する。

- 1 平成22年度も、義務教育制度の根幹である、教育の機会均等・水準維持・無償制度の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月25日

平塚市議会